

## 国立大学法人電気通信大学管理職員特別勤務手当支給細則

制定 平成16年4月9日細則第12号  
最終改正 令和7年3月18日細則第15号

(支給要件)

- 第1条 給与規程第23条第1項の「臨時又は緊急の必要」による勤務とは、勤務時間規程第9条に規定する休日に処理することを要することが明白な臨時の又は緊急性を有する業務のための勤務をいい、「その他の業務の運営の必要」による勤務には、勤務時間規程第9条に規定する休日において業務の正常な運営を確保するため、交替制勤務に従事する職員が当該休日の正規の勤務時間中に行う勤務を含む。
- 2 給与規程第23条第2項の「臨時又は緊急の必要」による勤務とは、休日以外の日の午後十時から午前五時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に処理することを要することが明白な臨時の又は緊急性を有する業務のための勤務をいう。
- 3 出張中の給与規程第23条第1項に規定する職員または同条第2項に規定する職員に対しては、旅行目的地において臨時の又は緊急性を有する業務の運営の必要によりそれぞれ同条第1項又は同条第2項の勤務をした場合でその勤務に従事した時間が明確に証明できるものに限り支給する。
- 4 給与規程第23条第1項の勤務は、休日に始まる勤務（その前日である休日以外の日から引き続き勤務を含む。）とし、連続する勤務（2以上の休日にまたがる勤務及び休憩に要した時間（3時間未満）をはさんで引き続き勤務を含む。）の始まり（当該前日から休日に引き続き勤務にあつては、当該休日の午前零時）から終わりまでを1回として取り扱うものとする。ただし、1の休日において勤務の開始が2以上ある場合は、当該休日に始まる勤務の全てを1回の連続した勤務として取り扱うものとする。
- 5 給与規程第23条第2項の勤務は、休日以外の日の午後十時から午前五時までの間に始まる勤務（その前日である休日以外の日から引き続き勤務を含む。）とし、連続する勤務（休憩に要した時間（3時間未満）をはさんで引き続き勤務を含む。）の始まり（当該前日から休日以外の日に引き続き勤務にあつては、当該休日以外の日の午前零時）から終わりまでを1回として取り扱うものとする。ただし、1の休日以外の日において勤務の開始が2以上ある場合は、当該休日以外の日に始まる勤務の全てを1回の連続した勤務として取り扱うものとする。

(管理職員特別勤務手当の額等)

- 第2条 給与規程第23条第3項第一号イの別に定める額は、国立大学法人電気通信大学管理職手当支給細則別表第1に掲げる当該管理職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

イ	1種適用職員	12,000円
ロ	2種適用職員	10,000円
ハ	3種適用職員	8,500円
ニ	4種適用職員	7,000円
ホ	5種適用職員	6,000円

へ 6種適用職員 5,000円

2 給与規程第23条第3項第二号の別に定める額は、国立大学法人電気通信大学管理職手当支給細則別表第1に掲げる当該管理職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

イ 1種適用職員 6,000円

ロ 2種適用職員 5,000円

ハ 3種適用職員 4,300円

ニ 4種適用職員 3,500円

ホ 5種適用職員 3,000円

へ 6種適用職員 2,500円

3 給与規程第23条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別手当を支給しない。

(勤務実績簿等)

第3条 学長は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

(雑則)

第4条 この細則に定めるものの他、管理職員特別勤務手当に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月7日細則第11号)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月5日細則第9号)

この細則は、平成18年9月6日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月19日細則第19号)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年6月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月26日細則第22号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月18日細則第15号)

この細則は、令和7年4月1日から施行する。